令和7年度かみのやま産農産物販路拡大推進事業費補助金 交付の流れ

段階	内 容	提出または受領する資料
1	事業内容が適当であるか、	① かみのやま産農産物販路拡大推進事業計画承
	承認を得る	認申請書 (様式第1号)
	(事業者→市)	② かみのやま産農産物販路拡大推進事業実施計
		画書(様式第2号)
2	市から承認の連絡を受ける	③ かみのやま産農産物販路拡大推進事業計画の
	(市→事業者)	承認及び同事業費補助金交付予定額の内示に
		ついて (通知)
3	補助金の申請をする	④ 補助金等交付申請書
	(事業者→市)	⑤ 事業計画書 (様式第3号)
		⑥ 収支予算書 (様式第4号)
4	市から交付決定通知を受ける	⑦ 交付決定通知書
	(市→事業者)	
5-1	交付決定額から金額が変わっ	◎ 変更交付申請書
	た場合は変更申請をする	◎ 事業計画書(変更)(様式第3号)
	(事業者→市)	◎ 収支予算書(変更)(様式第4号)
		○ 3社からの見積書(写し)
5-2	市から変更交付決定通知を受	○ 変更交付決定通知書(様式第5号)
	ける (市→事業者)	
6	実績を報告する	⑧ 実績報告書
	(事業者→市)	⑨ 事業実績書(様式第3号)
		⑩ 収支精算書(様式第4号)
		⑪ 領収書等の事業費を証明する書類
		⑩ 実施状況写真及び参加者名簿
		⑬ 山形県上山市産等の明示を証明する書類
		⑭ 果樹の販売促進活動での販売数量、売上金額
		及び販売促進活動実施店舗又はその地域への
		出荷量が分かる書類
7	市から額の確定通知を受ける	⑤ 額の確定通知
	(市→事業者)	
8	補助金を請求する	⑰ 請求書
	(事業者→市)	

【注意事項】

※提出、受領した書類は、5年間保管する。